◇助成内容

	対象となる建築主	対象となる工事
防火・耐震化改修 促進助成事業 **100万円**	(1) 個人 (2) 中小企業者 (3) 公益社団法人 及び公益財団法人	昭和56年５月31日以前に着工された木造建築物の防火性能と耐震性能を向上させる工事

※防火・耐震化改修では、建物をイ準耐火建築物（建築基準法第２条第９号の３イ）またはイ準耐火建築物並みに改修することを目標としています。
※宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第２条第３号に規定する宅地建物取引業者が営利を目的として行う工事は対象外となります。

加算概要	内容	加算額
特定区域加算	特定区域内（※）で防火・耐震化改修された方に加算します。	**30 万円**
耐震改修加算	住宅以外の耐震改修を行う場合に加算します。（住宅の場合は既存の耐震改修助成を活用できます。）	**40 万円**
協調加算	特定区域内で隣り合う建物が同時期に協調して防災上の配慮がされた改修を行う場合に加算します。	**30 万円**

※特定区域（防火・耐震化改修促進特定区域）：助成対象区域図で青色に示された区域
①重点不燃化促進区域（沿道30mの区域を指定）
②延焼抑制上重要となる道路（沿道20mの区域を指定）
向島橘銀座商店街、鳩の街通り商店街、コンニャク稲荷通り商栄会（その先の主要生活道路を含む）、（旧）玉ノ井いろは通り商店街

段階的な助成について

所有者の状況、建物の状況、建物の周辺環境等により、改修工事を２回に分けることがやむを得ない状況であり、１回目の工事において、以前と比較して防火性能が向上されると区長が判断した場合、２回に分けて助成することができます。１回目の上限額は助成限度額の半分とします。

◇防火・耐震化改修助成事業における手続きの流れ※

Step1.　契約の前にまずは事前相談！
Step2.　耐震診断の実施
Step3.　防火・耐震化改修助成申請書提出
Step4.　中間検査・完了検査の実施
Step5.　防火・耐震化改修助成金交付申請書・交付請求書の提出
Step6.　助成金の交付

※この手続きとは別に耐震診断等の助成を受ける際に所定の手続きが必要となります。

◇対象となる工事とは

外壁屋外側の防火・耐震化改修

①

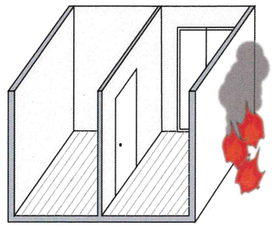

・隣の建築物から火が燃え移るのを防ぐ
・地震による倒壊を防ぐ
⇒外壁外側防火改修工事
屋外の壁に火が燃え移りにくいパネルの張り付け等を行います。
⇒耐力壁補強工事
筋交いを入れるなどして、壁を補強します。

外壁屋内側の防火・耐震化改修

②

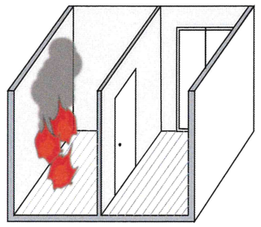

・隣の建築物へ火が燃え移るのを防ぐ
・地震による倒壊を防ぐ
⇒外壁内側防火改修工事
屋内の壁に燃えない石膏ボード等を張り付けます。
⇒耐力壁補強工事
筋交いを入れるなどして、壁を補強します。

開口部の防火・耐震化改修

③

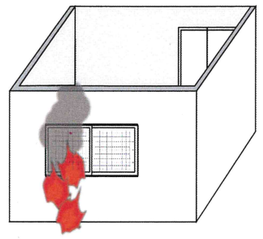

・隣の建築物から火が燃え移るのを防ぐ
・隣の建築物へ火が燃え移るのを防ぐ
・地震や火災によるガラスの飛散を防ぐ
⇒開口部に防火設備を設置
網入りガラス、防火シャッター等により火災の延焼とガラスの飛散を防止します。

軒裏の防火・耐震化改修

④

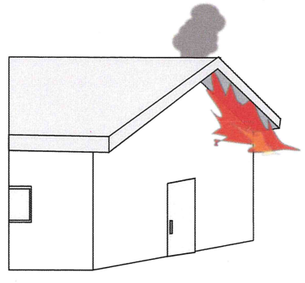

・隣の建築物から火が燃え移るのを防ぐ
⇒軒裏防火改修工事
軒裏に火が燃え移りにくいパネルの張り付け等を行います。

※既存の建物の状況によっては不要となる工事もございます。
※①～④の防火・耐震化改修に加えて耐震改修により耐震の評点を改善する工事が必要となります。